

○ふじみ野市建設工事等請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱

平成19年3月2日

告示第54号

改正 平成19年9月18日告示第197号

平成19年11月7日告示第231号

平成20年2月13日告示第23号

平成23年4月1日告示第95号

平成23年6月3日告示第146号

平成24年4月25日告示第147号

平成26年3月27日告示第78号

平成27年3月12日告示第76号

平成28年1月15日告示第11号

平成29年8月18日告示第234号

平成31年2月18日告示第41号

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 電子入札による事後審査型入札（第21条—第29条）

第3章 郵便方式による事後審査型入札（第30条—第39条）

第4章 雑則（第40条）

附則

第1章 総則

（平23告示95・章名追加）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事、建設工事に係る設計、調査及び測量業務の委託並びに土木施設及び建築物に係る維持管理業務の委託（以下「建設工事等」という。）の請負契約に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（平20告示23・一部改正）

（対象工事等）

第2条 事後審査型入札の対象とする建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、一般競争入札に付する建設工事等で、事後審査型入札により落札者を決定するものとして市長が指定したものとする。

（平20告示23・一部改正）

（参加資格）

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に定めるとおりとする。

(1) ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成17年ふじみ野市

規則第61号)による競争入札の参加資格を有する者であること。

(2) ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成22年ふじみ野市告示第250号)による入札参加停止期間を経過している者であること。

(3) ふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成18年ふじみ野市告示第284号)による入札参加除外の措置を受けていない者であること。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

(1) 対象工事等に対応する業種の発注標準額の業者区分

(2) 対象工事等に対応する業種の経営事項審査の総合評定値の区分

(3) 対象工事等に対応する業種の資格者名簿における資格審査数値の区分

(4) 建設業法(昭和24年法律第100号)による許可を受けた営業所の所在地

(5) 一定基準を満たす同種又は類似の工事又は業務の委託の施工実績

(6) 対象工事等に配置予定の技術者

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(平20告示23・平23告示146・平29告示234・一部改正)

(公告内容等の決定)

第4条 市長は、ふじみ野市指名業者選定委員会に諮り、前条に定める参加資格のほか、公告の内容等を決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 市長は、入札実施の公告をその入札期日から起算して15日前までに、一般競争入札に必要な次に掲げる事項を掲示するものとする。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 契約条項を示す場所

(4) 入札の場所及び日時

(5) 入札保証金に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の公告は、ふじみ野市公告式条例(平成17年ふじみ野市条例第4号)第2条第2項各号に掲げる掲示場に掲示してこれを行う。

3 第1項の公告の写しについては、契約主管課において閲覧することができる。
(平29告示234・一部改正)

(設計図書等)

第6条 市長は、設計図書、設計書、仕様書及び特記仕様書(以下「設計図書等」という。)を入札参加希望者の閲覧に供するため、貸与し、又は有料若しくは無料で配布するものとする。

2 入札参加希望者は、設計図書等の閲覧を経た後でなければ、第8条の規定による入札参加申請をすることができない。

3 市長は、入札参加希望者からの質問及びその回答をファクシミリ等の方法により入札参加希望者に周知するものとする。

(平20告示23・平29告示234・一部改正)

(現場説明)

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札参加申請)

第8条 入札参加希望者は、設計図書等の閲覧を経た後、一般競争入札参加資格確認申請書(単体企業等にあつては様式第1号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第2号。以下「参加資格確認申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の参加資格確認申請書を提出し、收受印の押された参加資格確認申請書の写しの交付を受けた者は、入札に参加することができる。

(平19告示231・平20告示23・平26告示78・一部改正)

(入札保証金)

第9条 入札保証金の納付及び減免については、ふじみ野市契約規則(平成17年ふじみ野市規則第60号。以下「契約規則」という。)第4条から第7条までの規定によるものとする。ただし、契約規則第7条第1項第5号の規定は、適用しない。

2 入札保証金は、入札後、請求書(様式第3号)により、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第4項の規定により還付しないものとする。

(平23告示95・平23告示146・一部改正)

(入札金額見積内訳書)

第10条 市長は、入札参加者から初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

(平29告示234・一部改正)

(入札の執行)

第11条 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合にあっては、この限りでない。

(1) 再度入札のとき。

(2) 入札参加資格の審査の結果、参加資格を満たしていない者がした入札を無効としたとき。

(3) 一抜け方式を適用した入札において、先に開札した入札の落札者がした当該入札への入札を無効としたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認め、入札参加者が1人の

場合においても成立する旨を公告したとき。

2 前項本文の規定にかかわらず、第21条の電子入札方式事後審査型入札及び第30条の郵便方式事後審査型入札により執行するときは、入札に参加する者の数が1人であっても執行する。ただし、市長が入札を執行しない旨を公告したときは、この限りでない。

3 再度入札は、2回までとするものとする。

4 入札参加者は、入札した入札書の書換え又は引換えをすることができない。

(平19告示231・平20告示23・平24告示147・平28告示11・平31告示41・一部改正)

(不調時の取扱い)

第12条 再度入札によっても、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者又は予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札を行った者(以下「落札候補者」という。)がない場合は、日時を改めて一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができないときは、随意契約によることができるものとする。

2 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。

(入札の辞退)

第13条 参加資格確認申請書を提出し、入札に参加することができる者となった者は、入札までの間は、いつでも入札の辞退をすることができる。この場合、書面により、その意思を表示しなければならない。

(平26告示78・一部改正)

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 参加資格確認申請書を提出しない者がした入札

(2) 参加資格審査のために市長が行う指示に落札候補者が従わないときにおける当該落札候補者のした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(4) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(5) 明らかに他の入札者と通じて入札金額を算出したものと認められる入札

(6) 入札金額見積内訳書に不備のある入札

(7) 設計金額又は予定価格を入札執行前に公表している場合において、当該公表している金額を超えた入札

(8) 前各号に掲げるもののほか、公告に示す事項に反した者がした入札

(平23告示95・平26告示78・平28告示11・一部改正)

(落札決定の保留)

第15条 市長は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査

するため、落札決定を保留するものとする。

(平29告示234・一部改正)

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第16条 市長は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、落札候補者通知書（様式第4号）により次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 第一順位の落札候補者は、参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（単体企業等にあつては様式第5号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第6号）に一般競争入札参加資格等確認資料（単体企業等にあつては様式第7号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第8号。以下「確認資料」という。）及び特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書（ふじみ野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成17年ふじみ野市告示第12号）様式第6号）を添えて、市長に提出しなければならない。

3 契約規則第22条第3号の規定により契約保証金の納付の減免を希望する者は、該当する建設工事等の請負契約書の写し及び工事完成検査結果通知書等履行を証明するものの写し（単体企業等にあつてはその単体企業等が、特定建設工事共同企業体にあつてはその代表構成員となる者が、単体企業等又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事又は業務の委託を請け負った実績に限る。）を確認資料に添付しなければならない。

4 前2項の書類は、第1項の提出の指示をした日の翌日から起算して原則として2日（ふじみ野市の休日定める条例（平成17年ふじみ野市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に持参により提出しなければならない。

5 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき、又は参加資格の審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

6 前項に規定する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると市長が認めるときは、ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱による入札参加停止の措置を講ずるものとする。

(平23告示146・平29告示234・一部改正)

(参加資格の審査)

第17条 市長は、入札参加要件に照らし、第一順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が当該要件を満たしていない場合には、その者を失格とし、次に低い価格を提示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について審査を行う。この場合において、前条の規定は、次順位の落札候補者について準用する。

2 市長は、入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、参加資格

を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

- 3 同額の入札を行った落札候補者がいる場合には、くじにより審査の順序を決定する。
- 4 第1項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等により行うものとする。
- 5 参加資格の審査は、前条第4項に規定する確認資料の提出期限の日の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。
- 6 参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書（様式第9号）により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

（平23告示146・一部改正）

（落札者の決定又は入札参加資格不適合者の決定）

第18条 市長は、前条の審査の結果、参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電話等の方法により通知するものとする。

2 市長は、落札候補者が参加資格を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に対して入札参加資格不適合通知書（様式第10号）により通知するものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は、参加資格を満たさないものとする。

（参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第19条 入札参加資格不適合通知書を受理した者が、参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第2項の規定による通知の日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、市長に対して参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

2 参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、不服申出書（様式第11号）及び入札参加資格不適合通知書を持参し、又は郵便若しくは信書便により送付することにより行うものとする。

3 市長は、第1項の説明を求められたときは、不服申出書を受理した日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、回答書（様式第12号）により回答するものとする。

4 当該不服の申出は、前条第1項の事務の執行を妨げないものとする。

（平19告示197・平29告示234・一部改正）

（契約保証金）

第20条 契約保証金の納付及び減免については、契約規則第21条及び第22条の規定によるものとする。

2 市長は、契約上の義務の履行後、請求書により、契約保証金を還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金

(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法第234条の2第2項の規定により還付しないものとする。

(平23告示146・平29告示234・一部改正)

第2章 電子入札による事後審査型入札

(平23告示95・章名追加)

(電子入札による事後審査型入札)

第21条 市が発注する建設工事等の請負に係る一般競争入札の手続については、第2条から前条までに定めるもののほか、入札手続を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う事後審査型入札(以下「電子入札方式事後審査型入札」という。)を試行することができる。

(平23告示95・追加)

(電子入札方式事後審査型入札の対象工事等)

第22条 電子入札方式事後審査型入札の対象となる建設工事等(以下「電子入札方式対象工事等」という。)は、対象工事等のうち、入札手続を電子入札システムで行うものとして市長が指定したものとする。

(平23告示95・追加)

(電子入札方式事後審査型入札の参加資格)

第23条 電子入札方式事後審査型入札の参加資格は、第3条第1項各号に掲げるもののほか、電子入札システムの利用登録が完了している者であることとする。

(平23告示95・追加)

(電子入札方式事後審査型入札の設計図書等)

第24条 電子入札方式事後審査型入札の設計図書等の配付は、第6条の規定にかかわらず、原則として、電子入札システムに掲載された設計図書等をダウンロードすることにより行うものとする。ただし、電子入札システムによる配付が困難な場合は、他の方法により配付するものとし、その方法は、公告において明示するものとする。

2 市長は、入札参加希望者からの質問及び回答を電子入札システムにより入札参加希望者に周知するものとする。

(平23告示95・追加、平29告示234・一部改正)

(電子入札方式事後審査型入札に係る入札参加申請)

第25条 電子入札方式事後審査型入札の入札参加希望者は、第8条の規定にかかわらず、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し競争参加資格確認申請書を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにより自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、当該入札に参加することができる。

(平23告示95・追加、平27告示76・一部改正)

(電子入札方式事後審査型入札に係る入札保証金)

第26条 電子入札方式事後審査型入札に係る入札保証金については、第9条第1項ただし書の規定にかかわらず、契約規則第7条第1項第5号の規定により納付させない。

(平23告示95・追加、平23告示146・一部改正)

(電子入札方式事後審査型入札に係る再度入札の回数)

第27条 電子入札方式事後審査型入札に係る再度入札の回数は、第11条第2項の規定にかかわらず、1回とする。

(平23告示95・追加)

(電子入札方式事後審査型入札に係る入札の辞退)

第28条 電子入札方式事後審査型入札に係る入札参加者が入札を辞退するときは、第13条後段の規定にかかわらず、電子入札システムにより入札辞退届を提出するものとする。

(平23告示95・追加)

(電子入札方式事後審査型入札に係る落札候補者通知等)

第29条 電子入札方式事後審査型入札に係る落札候補者通知及び落札者の決定通知は、第16条第1項及び第18条第1項の規定にかかわらず、電子入札システムにより通知するものとする。

(平23告示95・追加、平29告示234・一部改正)

第3章 郵便方式による事後審査型入札

(平23告示95・章名追加)

(郵便方式による事後審査型入札)

第30条 市が発注する建設工事等の請負契約に係る一般競争入札の手続については、第2条から第20条までに定めるもののほか、入札手続を郵便により行う事後審査型入札(以下「郵便方式事後審査型入札」という。)を試行することができる。

(平20告示23・追加、平23告示95・旧第21条繰下・一部改正)

(郵便方式事後審査型入札の対象工事等)

第31条 郵便方式事後審査型入札の対象とする建設工事等(以下「郵便方式対象工事等」という。)は、対象工事等のうち、入札手続を郵便で行うものとして市長が指定したものとする。

(平20告示23・追加、平23告示95・旧第22条繰下)

(郵便方式事後審査型入札に係る入札保証金)

第32条 郵便方式事後審査型入札に係る入札保証金については、第9条第1項ただし書の規定にかかわらず、契約規則第7条第1項第5号の規定により納付させない。

(平20告示23・追加、平23告示95・旧第23条繰下、平23告示146・一部改正)

(郵便方式事後審査型入札に係る参加申請)

第33条 郵便方式事後審査型入札に係る参加申請は、第8条に定める手続を郵送により行うものとする。

2 前項の規定による郵送は、次条第2項第1号に定めるとおりとする。

(平20告示23・追加、平23告示95・旧第24条繰下)

(郵便方式事後審査型入札の方法)

第34条 郵便方式事後審査型入札に参加する者は、公告に示した提出期限までに入札書を市長に郵送しなければならない。

2 前項の規定による郵送は、次に定めるとおりとする。

(1) 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便によること。

(2) 上福岡郵便局留めとすること。

(3) 内・外の二重封筒にすること。

(4) 内封筒には、入札書を入れ、のり付け封かんし、郵便方式対象工事等の名称、入札参加者の商号その他必要な事項を記載すること。

(5) 入札金額の積算内訳書の提出を求めたときは、前号の内封筒とともに外封筒に入れて提出すること。

(平20告示23・追加、平23告示95・旧第25条繰下)

(郵便方式事後審査型入札に係る入札書等の提出期間)

第35条 郵便方式事後審査型入札に係る入札書等の提出期間は、原則として開札日の前10日から開札日の前日までとする。

2 前項の入札書等は、提出期間内に上福岡郵便局に到着しなければならないものとし、提出期間外に到着した入札書等は、理由のいかんにかかわらず、受理しないものとする。

3 入札書等が前項の規定により受理されなかったときは、当該入札を辞退したものとみなす。

(平20告示23・追加、平23告示95・旧第26条繰下)

(郵便方式事後審査型入札に係る入札書の受領等)

第36条 市長は、上福岡郵便局に留置している入札書を開札日にのみ受領するものとする。

2 前項の場合においては、同項の規定により受領した入札書が開札場所に到達した時をもって入札の時とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、第11条第3項に規定する書換え又は引換えについては、入札書を発信した時をもって入札の時とみなす。

(平20告示23・追加、平23告示95・旧第27条繰下)

(郵便方式事後審査型入札に係る入札回数)

第37条 郵便方式事後審査型入札に係る入札の執行回数は、第11条第2項の規定にかかわらず、1回とし、再度入札は行わない。

(平20告示23・追加、平23告示95・旧第28条繰下)

(郵便方式事後審査型入札の不調時の取扱い)

第38条 郵便方式事後審査型入札の不調時の取扱いについては、第12条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「再度入札によっても」とあるのは、「郵便方式事後審査型入札の結果」と読み替えるものとする。

(平20告示23・追加、平23告示95・旧第29条繰下)

(郵便方式事後審査型入札の無効)

第39条 郵便方式事後審査型入札においては、第14条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便以外の方法で提出した入札
- (2) 内封筒のない入札
- (3) 内封筒に記載された郵便方式対象工事等の名称と入札書に記載された郵便方式対象工事等の名称とが相違する入札
- (4) 内封筒に郵便方式対象工事等の名称、入札参加者の商号その他必要な事項が記載されていない入札

(平20告示23・追加、平23告示95・旧第30条繰下)

第4章 雑則

(平23告示95・章名追加)

(その他)

第40条 この要綱に定めるもののほか、事後審査型入札に関し必要な事項は、市の一般競争入札に関する諸規程等の例によるものとする。

(平20告示23・旧第21条繰下・一部改正、平23告示95・旧第31条繰下)

附 則

この告示は、平成19年3月2日から施行し、同日後に公告を行うものから適用する。

附 則 (平成19年告示第197号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年告示第231号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年告示第23号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年告示第95号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年告示第146号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年告示第147号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年告示第78号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第76号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第11号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後のふじみ野市建設工事請負等指名競争入札参加取扱要綱、ふじみ野市建設工事制限付一般競争入札試行要綱及びふじみ野市建設工事等請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公告した一般競争入札又は指名通知した指名競争入札から適用し、この告示の施行の日前にこの告示による改正前のふじみ野市建設工事請負等指名競争入札参加取扱要綱、ふじみ野市建設工事制限付一般競争入札試行要綱及びふじみ野市建設工事等請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定により公告した一般競争入札又は指名通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（平成29年告示第234号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第11号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後のふじみ野市建設工事等請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公告した一般競争入札から適用し、この告示の施行の日前にこの告示による改正前のふじみ野市建設工事等請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定により公告した一般競争入札については、なお従前の例による。

様式第1号(第8条関係)

(単体企業・経常建設工事共同企業体用)

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

住 所
商号又は名称
代表者氏名



下記工事等の入札公告に示された内容を熟知した上で、入札参加を申請します。

記

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 工事等の名称
- 3 工事等の場所
- 4 連絡先
 - (1) 担当者所属・氏名
 - (2) 電話番号

設計図書等の閲覧	
----------	--

様式第2号(第8条関係)

(特定建設工事共同企業体用)

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

特定建設工事共同企業体の名称 _____

代表構成員	住 所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	㊟
構 成 員	住 所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	㊟
構 成 員	住 所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	㊟

下記工事の共同請負のため、特定建設工事共同企業体を結成したので、入札公告に示された内容を熟知した上で、入札参加を申請します。

記

- | | |
|--------------|-------|
| 1 公告年月日 | 年 月 日 |
| 2 工事名 | |
| 3 工事場所 | |
| 4 連絡先 | |
| (1) 商号又は名称 | |
| (2) 担当者所属・氏名 | |
| (3) 電話番号 | |

設計図書等の閲覧	
----------	--

様式第3号(第9条、第20条関係)

請 求 書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

住 所
商号又は名称
代表者氏名



入札保証金(契約保証金)について、下記のとおり還付を請求します。

記

・ 金 _____ 円

・ 振込先

_____ 銀行 _____ 支店

当座預金 / 普通預金

口座番号 _____

(・債権者コード _____)

様式第4号(第16条関係)

第 号
年 月 日

落札候補者通知書

様

ふじみ野市長



貴社が先に入札した下記工事等について、貴社が落札候補者となりましたので、入札公告に示す一般競争入札参加資格等確認申請書に、一般競争入札参加資格等確認資料(及び特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書)を添えて、持参により提出してください。

記

公 告 日	年 月 日
開 札 日	年 月 日
工事等の名称	
工事等の場所	
提 出 期 限	年 月 日
提 出 先	ふじみ野市総務部契約・法務課 電話番号 内線

様式第5号(第16条関係)

(単体企業・経常建設工事共同企業体用)

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

住 所
商号又は名称
代表者氏名



下記工事等の入札公告に示された一般競争入札参加資格等確認資料等を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 工事等の名称
- 3 工事等の場所
- 4 連絡先
- (1) 担当者所属・氏名
- (2) 電話番号

様式第6号(第16条関係)

(特定建設工事共同企業体用)

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

特定建設工事共同企業体の名称	_____
代表構成員	住 所
	商号又は名称
	代表者氏名
構 成 員	住 所
	商号又は名称
	代表者氏名
構 成 員	住 所
	商号又は名称
	代表者氏名

㊦

㊦

㊦

下記工事の共同請負のため、特定建設工事共同企業体を結成したので、入札公告に示された一般競争入札参加資格等確認資料及び特定建設工事共同企業体協定書を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 連絡先
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 担当者所属・氏名
 - (3) 電話番号

様式第7号(第16条関係)

(単体企業・経常建設工事共同企業体用)

※ この様式は例示であるので、参加資格に応じて、適宜、内容を変更すること。

一般競争入札参加資格等確認資料

商号又は名称 _____

1 対象工事等に対応する業種に係る発注標準額の業者区分(格付け)

--

2 対象工事等に対応する業種に係る許可(登録)年月日

	年	月	日(許可 / 登録)
--	---	---	------------

3 建設業法に基づく許可を受けた主たる営業所の所在地

--

4 一定基準を満たす同種・類似工事等の施工実績

工事等の名称等	工事等の名称		
	発注機関名		
	工事等の場所		
	契約金額		
	工期又は履行期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体 / 共同企業体 (出資比率 %)	単体 / 共同企業体 (出資比率 %)
工事諸元等			

(注)1 過去 _____ 年間の同種・類似工事等の施工実績について記入すること。

2 共同企業体による施行の場合は、出資比率 _____ %以上の工事に限る。

5 当該工事等に配置予定の技術者

技術者区分			
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号等)			
現在の 受持 工事等	工事等の名称		
	工事等の場所		
	工期又は履行 期間	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
工事等 の 実績	工事等の名称		
	発注機関名		
	工事等の場所		
	契約金額		
	工期又は履行 期間	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	工事等の名称		
	発注機関名		
	工事等の場所		
	契約金額		
	工期又は履行 期間	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		

◎契約保証金の減免に対する希望

希望（する / しない）

- (注) 希望する場合は、過去2年間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と締結し履行した契約金額がおおむね____億円以上の____建設工事請負契約____件(単体企業(若しくは経常建設工事共同企業体)又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事を請け負った実績に限る。)について、その契約書の写し及び工事完成検査結果通知等履行を証明するものの写しを添付すること。ただし、保険会社との間にふじみ野市を被保険者とする入札保証保険契約及び履行保険契約を締結し、その保険証券を提出することにより入札保証金及び契約保証金の納付の減免を希望する者については、この限りでない。

様式第8号(第16条関係)

(特定建設工事共同企業体用)

※ この様式は例示であるので、参加資格に応じて、適宜、内容を変更すること。

一般競争入札参加資格等確認資料

特定建設工事共同企業体の名称_____

1 対象工事に対応する業種に係る発注標準額の業者区分(格付け)

	商号又は名称	格付け
代表構成員		
構成員		
構成員		

2 対象工事に対応する業種に係る許可(登録)年月日

	商号又は名称	許可(登録)年月日
代表構成員		年 月 日(許可/登録)
構成員		年 月 日(許可/登録)
構成員		年 月 日(許可/登録)

3 建設業法に基づく許可を受けた主たる営業所の所在地

	商号又は名称	所在地
代表構成員		
構成員		
構成員		

4 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

代表構成員の商号又は名称			
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	工事場所		
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体/共同企業体(出資比率 %)	単体/共同企業体(出資比率 %)
工事諸元等			

構成員の商号又は名称			
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	工事場所		
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体/共同企業体(出資比率 %)	単体/共同企業体(出資比率 %)
工事諸元等			

構成員の商号又は名称			
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	工事場所		
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体/共同企業体(出資比率 %)	単体/共同企業体(出資比率 %)
工事諸元等			

- (注) 1 過去____年間の同種・類似工事の施工実績について記入すること。
 2 共同企業体による施行の場合は、出資比率____%以上の工事に限る。

5 当該工事に配置予定の技術者

技術者区分			
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号等)			
現在の受持工事	工事名		
	工事場所		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
工事実績	工事名		
	発注機関名		
	工事場所		
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	工事名		
	発注機関名		
	工事場所		
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	工事名		
	発注機関名		
	工事場所		
	契約金額		
工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	
従事役職			

◎ 契約保証金の減免に対する希望

希望 (する / しない)

(注) 希望する場合は、過去2年間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と締結し履行した契約金額がおおむね 億円以上の 建設工事請負契約 件(単体企業(若しくは経常建設工事共同企業体)又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事を請負った実績に限る。)について、その契約書の写し及び工事完成検査結果通知等履行を証明するものの写しを添付すること。ただし、保険会社との間にふじみ野市を被保険者とする入札保証保険契約及び履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出することにより入札保証金及び契約保証金の納付の減免を希望する者については、この限りでない。

様式第9号(第17条関係)

入札参加資格審査結果調書

工事(業務)名	
工事(履行)場 所	
開 札 日	年 月 日
落札候補者	

【資格要件】

入 札 参 加 資 格	適	否(理由)
資格者名簿への登載	適	否(理由)
経 営 事 項 審 査	適	否(理由)
入札参加停止期間中でない	適	否(理由)
工 事 成 績 点 数	適	否(理由)
資格審査数値又は格付	適	否(理由)
本 店 所 在 地	適	否(理由)
施 工 実 績	適	否(理由)
配 置 予 定 技 術 者	適	否(理由)

【確認結果等】

上記のとおり落札候補者が 適 格・不適格 であることを確認しました。

年 月 日

確認者 職・氏名

- 注1 審査項目は、適・否のいずれかに○印を付し、否の場合はその理由を記載すること。
- 2 必要のない審査項目は抹消し、必要に応じ適宜審査項目を追加すること。

様式第10号(第18条関係)

第 号
年 月 日

入札参加資格不適合通知書

様

ふじみ野市長

印

貴社が先に入札した下記工事(業務)について、貴社の入札参加資格を審査した結果、下記の理由により入札参加資格を満たさないと認めましたので通知します。

記

公 告 日	年 月 日
開 札 日	年 月 日
工事(業務)名	
工事(履行)場 所	
入札参加資格を満たさないと認めた理由	

《不服の申出について》

入札参加資格を満たさないと認めた理由に不服のある場合は、当該理由について説明を求めることができますので、本通知の日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に不服申出書を総務部契約・法務課に提出してください。

様式第11号(第19条関係)

不 服 申 出 書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

1 不服申出者

住 所	
電 話 番 号	
商号又は名称	
代 表 者 氏 名	Ⓜ
建設業許可番号	

2 不服申出の対象となる工事(業務)名

工事(業務)名	
---------	--

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

様式第12号(第19条関係)

第 号
年 月 日

(住所)
(商号又は名称)
(代表者氏名) 様

ふじみ野市長 印

回 答 書

年 月 日付けで不服申出があった件について、下記のとおり回答します。

記

1 不服申出の対象とされた工事(業務)名

工事(業務)名	
---------	--

2 不服のあった事項

3 2の主張の根拠とされた事項

4 回答内容

様式第1号（第8条関係）

（平20告示23・全改、平26告示78・一部改正）

様式第2号（第8条関係）

（平20告示23・全改、平26告示78・一部改正）

様式第3号（第9条、第20条関係）

（平26告示78・一部改正）

様式第4号（第16条関係）

（平20告示23・平26告示78・一部改正）

様式第5号（第16条関係）

（平20告示23・平26告示78・一部改正）

様式第6号（第16条関係）

（平26告示78・一部改正）

様式第7号（第16条関係）

（平20告示23・平26告示78・平27告示76・一部改正）

様式第8号（第16条関係）

（平19告示197・平20告示23・平27告示76・一部改正）

様式第9号（第17条関係）

（平29告示234・一部改正）

様式第10号（第18条関係）

（平26告示78・平29告示234・一部改正）

様式第11号（第19条関係）

（平26告示78・平29告示234・一部改正）

様式第12号（第19条関係）

（平29告示234・一部改正）